

アレルギー食指示書について

- 食物アレルギーによる制限食が必要な場合には、医師の指示に基づいて対応しますので、アレルギー食指示書を提出していただきます。
- 保護者記入欄は保護者の方が記入し、医師記入欄は医師の方に記入していただけてください。
- 指示書に基づいて代替食または除去食を検討しますが、対応しかねる場合はお弁当を用意していただくこともあります。
- アレルギー予防のための除去食は致しません。
- 定期的に病院を受診し、有効期間内に指示書を更新してください。
- 万が一誤食した場合やアレルギー症状が出現した場合の対処方法を事前にお知らせください。

【主治医の方へ】

- この指示書は集団生活での除去食としての指示書ですので、家庭での除去食と相違しても構いません。その際は保護者の方へのご指導をよろしくお願いします。
- 鶏卵、牛乳、小麦、大豆に関しては加工食品について3段階の制限食で行います。
A→B→Cの順で制限が重くなっています。
A・・・Aの食物を除去
B・・・AとBの食物を除去
C・・・完全除去
- 卵アレルギーで鶏卵の除去が必要な場合はその他の欄に記入してください。
- 牛乳アレルギーの場合、牛乳以外の代替の飲み物を記入してください。
例：豆乳・水など
- 小麦、大豆以外の食物の除去が必要な場合は「その他」欄に具体的に記入してください。
例：ゴマ（ごま油の可・不可）、鶏肉（コンソメの可・不可）、ピーナッツなど

